

ICSの概要

一般社団法人 日本損害保険協会 経営企画部 国際業務室
(2024年12月作成)

本資料を利用することにより発生するいかなる損害やトラブル等に関して、当協会は一切の責任を負いません。
本資料の内容は2024年12月にIAISが公表した関連文書に基づいています。

<https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-capital-standard>

ICSの特徴

- 国際的に活動する保険グループ (IAIGs) を対象とした、グループ (連結) ベースの資本基準であり、資産・負債を市場整合的な経済価値ベースで算出し、差額を自己資本とする。(適格) 自己資本を所要資本で除すことで算出されるICS比率を、リスクベースの規定資本要件 (PCR) として、メンバー (監督当局) の管轄区域に導入すること等が想定されている。
- ICSに基づいた監督は、各IAIGのグループワイド監督者を中心とした監督カレッジを通して実施される。
- IAISメンバーには、ICSを最低基準とした、より高い基準の設定が認められるとともに、プロポーショナルリティの原則に基づく監督措置の実施が期待されている。

ICS2.0に基づくモニタリング

- 2019年11月に合意されたICS2.0に基づいて、2020年1月から5年間にわたってボランティア保険グループを対象にモニタリングが実施された。
- モニタリング期間中、ボランティア保険グループは、ICS2.0に示された標準的な算式である「参照ICS」に即して算出した、資産・負債、所要資本等のデータを、グループワイド監督者に対して非開示ベースで毎年提供することが求められた。
- モニタリングや市中協議の結果に基づく調整等を経て、2024年12月のIAIS年次総会において、PCRとしてのICSが採択された。

合算手法の比較可能性の評価

- モニタリング期間中、米国で開発中のグループ資本算出方式である「合算手法」^(注)に基づくデータ収集も該当管轄区域・ボランティア保険グループを対象に実施された。
- IAISは、データ収集・分析および市中協議の結果等を踏まえて、合算手法のICSとの比較可能性を評価し、コンバージェンス確保の観点から一部領域において調整の余地はあるものの、合算手法は比較可能な結果をもたらす、ICSの実施の基礎を提供すると結論付けた。
- 米国当局の当該領域への対応については、IAISによるICS実施評価のプロセス(次頁参照)において確認される。

(注) 単体ベースの資本量に調整を加え、それらを合算してグループの資本量を算出すること等を特徴とする。

実施評価

- 2段階のアプローチが予定されている。
 - ① (2026年)IAISメンバーの管轄区域によるICS実施のベースライン自己評価
 - ② (2027年～)特定の管轄区域を対象とする、ICSの実施に関する詳細な評価